2024年9月25日発行（毎月1回25日発行）

企業実務

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

2024 10 No.892

別冊付録

フリーランスに仕事を発注する際の手引き

特別記事

2025年4月から順次施行

改正育児・介護休業法の概要と対応ポイント

経理 税務

思わぬ追徴課税発生も!?
関係会社間取引の
寄附金該当事例

人事 労務

リテンションとして進めたい
不妊治療との
両立支援のポイント

総務 法務

取引先との与信リスクを軽減する
担保・保証に関する
実務対応Q&A

「ポイント制度」にまつわる

会計処理・税務処理の基本［前編］

澁谷典彦税理士事務所
税理士・社会保険労務士
澁谷 典彦

販売促進や顧客囲い込みのため広く導入されているポイント制度。その会計処理については、2021年度から上場企業に適用された「収益認識に関する包括的な会計基準」で初めて明確化されました。中小企業にとっても他人事ではない、ポイント制度の会計処理・税務処理について解説します。

本稿では、このポイント制度にまつわる会計と税務の処理のしかたについて解説します。

新会計基準の公表

2018年3月30日に、収益認識に関する包括的な会計基準となる企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識基準」とします）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表されました。それに伴い税制についても、平成30年度税制改正で法人税法22条の2の新設等の改正が行なわれました。

これらの新設・改正により、大企業におけるポイント制度の会計・税務処理の方法が明確化されたのです。

この収益認識基準は、2021年4月1日以後に開始する事業年度から、大企業では強制適用されています。一方、中小企業においては適用は任意とされています。

それなら中小企業では無視してよい基準なのかというと、そういうわけでもありません。

取引の流れをしっかりと理解していないと、思わぬところで損をしてしまうこともありますので、十分に確認をしておきましょう。

ポイント制度の現状

ことし7月3日に、新しい紙幣が発行されました。しかし、この新紙幣を使う機会は少なくなるのではないでしょうか。というのも、最近はキャッシュレス決済が進み、現金に触れる機会がめっきり減ってしまったからです。

キャッシュレス決済がここまで浸透したのには、利便性の他に、「ポイント」の付与による顧客囲い込みや販売促進といったメリットも挙げられるでしょう。

会社としてポイント制度に加盟・導入をしたり、備品購入時にポイントを使うなど、ポイント制度を活用する会社は増加の一途をたどっています。その際、会計・税務の処理に悩む人も多いのではないでしょうか。

共通ポイントと自社発行ポイント

まずポイントは、発行形態で「共通ポイント」と「自社発行ポイント」に分けられます。

共通ポイントは、他社発行ポイントや提携ポイントとも呼ばれ、複数の加盟店で共通して利用できるポイントのことを指します。

たとえば、ある運営会社が提供するポイントカードやアプリを使って、提携しているさまざまな加盟店でポイントをためたり、使ったりすることができる仕組みのものです。

具体的な例としては、楽天ポイント、Vポイント、dポイントなどが有名です。

それに対して、自社発行ポイントとは、独自ポイントとも呼ばれ、特定の企業や店舗が独自に発行するポイント制度のことです。

大手家電量販店やドラッグストア、あるいは、無印良品やスターバックスなどで導入されており、このポイントはその企業や店舗の商品に限定して利用することができ、基本的に他の企業や店舗では使えません。

収益認識基準は、主に自社発行

ポイントに大きな影響を与えますが、前編となる今回は、実務で頻出する共通ポイントについて解説していきます。

共通ポイント制度の会計・税務処理

共通ポイント制度を理解しやすくまとめたのが図表1です。

図の中心に【ポイント運営会社B】があります。自社発行ポイントの場合と異なり、ポイントの管理は、このポイント運営会社が行なっています。

また、【ポイント会員】が③で受け取ったポイントを、⑥において付与時と同じ【加盟店A】で使用していますが、ポイント会員は、この共通ポイントを別の提携店でも使えます。

以下図表1の例を使って、税抜経理方式による共通ポイントの処理を解説します。処理方法については諸説あるので、本稿では国税庁の処理例をもとにします。

図表1　共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）とポイント会員の取引の概要

【前提となる共通ポイント制度の概要】　売手（加盟店A）

◎ ポイント運営会社であるB社の共通ポイント制度は、会員が加盟店で100円（税込）の商品を購入するごとに1ポイントが付与。加盟店はポイント付与分の金銭をB社に支払う。
◎ 1ポイントは1円相当で、加盟店の商品の購入に使用できる。ポイント使用分にはポイントが付与されない。加盟店はポイント使用分の金銭をB社から受領する。
◎ 設例の取引における消費税率は10%とする。

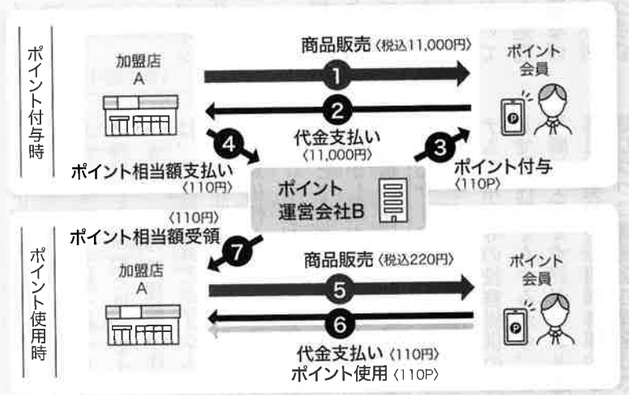

出典　国税庁ホームページ　タックスアンサー（よくある税の質問）資料より作成

会計処理

加盟店Aの商品販売（ポイント付与）時

加盟店Aが商品を販売し、ポイントを付与したときの会計処理を解説します。

収益認識基準によれば、商品販売時の会計処理は、**仕訳例1**のとおりとなります。

ポイント相当額の110円は、後でポイント運営会社に支払うことになるのでいわば代理で受領したにすぎず、売上の構成要素とはなりません。よって、売上から除外されることとなります。

しかし消費税については、国税庁公表の処理例では、この段階で課税売上の対価として1万円を認識すべきという見解が示されています。消費税は収益認識基準の影響を受けませんので、そうとられるわけです。

経理の実務としては、会計の仕訳を集計して、自動的に消費税が計算されていきます。仕訳例1の処理のままでは、消費税の課税標準額がポイント相当額の未払金110円分ずれてしまいます。

よって、**仕訳例2**のような仕訳がおすすめです。

仕訳例1

借方		貸方	
現金	11,000円	売上	9,890円
		未払金※	110円
		仮受消費税	1,000円

※ポイント相当額

仕訳例2

借方		貸方	
現金	11,000円	売上	10,000円
ポイント費用（不課税）	110円	未払金	110円
		仮受消費税	1,000円

B社への支払い時、ポイント使用時、B社からの受領時

これらのケースでは、基本的に国税庁の仕訳例のとおりで問題ないと思われます（次ページ**仕訳例3**）。

ただ、仕訳例3②Bに関して

は、インボイス制度施行後、国税庁から「レシートに基づく処理例」が公表されています。詳しくは後述します。

法人税の処理

後編で解説する自社発行ポイント制度の場合は、収益認識基準を適用したほうが益金の繰延べになる場合があります。

しかし、共通ポイント制度では、収益認識基準を適用せずに、国税庁の仕訳例のように処理をしても、法人税の所得金額に影響はありません。

そのため、中小企業においては、国税庁の仕訳例に則った処理（仕訳例2）を選択して問題ないと思われます。

消費税の処理

加盟店Aの商品販売時、ポイント運営会社Bへのポイント相当額の支払い時、受領時については、消費税法は収益認識基準の影響を受けませんので、前述の会計処理例（仕訳例2、3①、3③）のとおりで問題ありません。

ポイント費用の支払いは不課税とされているわけですが、これは、「加盟店Aがポイントを発行したが、実際に管理しているのはポイント運営会社Bであり、加盟店Aはそのためのお金をポイント運営会社Bに支払った」と考えれば理解しやすいと思います。

なお、この処理例の注意書では、「加盟店Aとポイント制度の運営会社B社との取引については、対価性がないこと（消費税不課税）を前提とした処理としている」とされています。

しかし現在、このポイント費用の支払い部分が、課税取引とされているケースが散見されます。これは、その支払いの性格が、システム利用料等の役務提供の対価としての性質を有するから、という判断のようです。ポイント運営会社との契約書や明細書等も十分確認しつつ、適正な処理をしていきましょう。

次に、ポイント使用時の売手側の消費税の処理です。この点については、「ポイント利用額を含めない金額が消費税の課税対象である」という見解もあります。

しかし国税庁の処理例では、ポイント利用額も含めた総額が、消費税の課税対象であると示されているので、それに従って問題ないと思われます（仕訳例3②A）。

仕訳例3

① 加盟店Aが会員に付与したポイント相当額をB社へ支払い

借方		貸方	
未払金	110円	現金等	110円

② ポイントの使用時

加盟店Aが会員に220円（税込）の商品を販売。会員が110ポイントを使用して決済

A. 売手（加盟店A）

借方		貸方	
現金等	110円	売上	200円
未収金	110円	仮受消費税	20円

B. 買手（会員）

借方		貸方	
消耗品費	200円	現金等	110円
仮払消費税	20円	雑収入	110円

③ 加盟店Aが会員が使用したポイント相当額をB社から受領

借方		貸方	
現金等	110円	未収金	110円

また、ポイント使用時の買手側の処理ですが、これについては、国税庁が示した「レシートに基づく処理例」（税込経理方式）が公表されています（図表2）。

国税庁の処理例（仕訳例3②B）では、ポイントを含んだ総額で消費税を認識すべきということが示されていました。

しかし「レシートに基づく処理例」では、受け取ったレシートに従って仕入税額控除額を計算すべきである、と示されています。

ここに矛盾を感じるかもしれませんが、インボイス制度が前提にある以上、買い手としては、このレシート方式に従った処理が実務に則ったものでしょう。

なおことし8月末現在、ファミリーマートは「ポイント値引き」のレシートを、セブンイレブンやローソンは「ポイント支払い」のレシートを発行しています。

源泉所得税の処理（経費精算時の注意点）

法人のカードにたまっていたポイントを従業員などが個人的に使ったり、従業員などが個人的にためていたポイントを法人のために使用した場合の課税関係を整理しましょう。

(1) 法人のポイントを従業員がプライベートで使用

この場合は、「法人がポイントを受け取りその分を従業員に給与として支払い、従業員がプライベートで利用した」と考えます。

法人の仕訳は、借方が「給与」、貸方が「雑収入」となります。この場合、給与課税の問題が生じるので注意が必要です。

また、ポイントを利用したのが役員であった場合は、借方が「役員報酬」、貸方が「雑収入」となります。

定期同額給与の要件を満たさないことから、役員報酬が損金不算入となり、法人税等が増加する恐れがあります。

(2) 従業員のポイントを法人が利用した場合

この場合は、「個人がポイントを受け取り、そのポイントを法人が利用した」と考えます。

法人の仕訳は、借方が「経費」、貸方が「雑収入」となります。

従業員側の仕訳は、貸方が「法人への寄付」、貸方が「一時所得等」となるでしょう。

ただ、この場合、従業員のポイント部分を、従業員に現金で支払うのが、簡単な解決策だと思われます。

こうすることで、法人の仕訳は、借方が「経費」、貸方が「現金」、従業員側の仕訳は、借方が「現金」、貸方が「一時所得等」となり、すっきりします。

従業員側では、一時所得や雑所得等とされ、課税関係が生じる心配もあるかと思われますが、一時所得であれば年間で50万円の足切りがあるなど、課税上問題になることはまれでしょう。

(3) (1)と(2)がミックスしているような場合

1枚のカードを、法人と個人で使い、そもそもポイントのたまった要因がミックスされているケースも多いと思います（法人で使った分は、その都度、精算しているものとします）。

この場合、ポイントがたまった要因に応じて、そのポイントが法人のものか個人のものかを特定したうえで、課税関係を整理する必要があります。

実務的には、貯まった要因を特定しきることは難しいと思われますが、(1)、(2)の基本的な考え方に基づいて、経理処理を進めていただければと思います。▲

図表2　レシートの表示別の仕訳例等

【 共通ポイントの使用に係る経理処理 】

事業者が備品等を購入する際にポイントを使用した場合の経理処理は、次のいずれかの方法が考えられます。

1. 値引処理
   ポイント使用後の支払金額を経費算入する処理
2. 両建処理
   ポイント使用前の支払金額を経費算入するとともに、ポイント使用額を雑収入に計上する処理

〈ポイント値引き〉

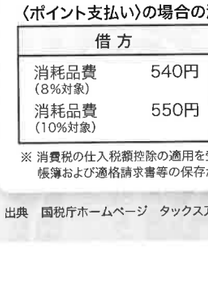

〈ポイント支払い〉

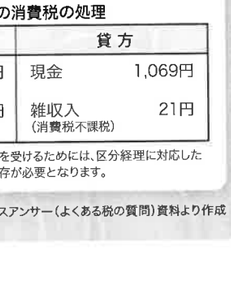

参考：キャッシュレス消費者還元事業における「即時充当」

コンビニエンスストア等が実施する「即時充当」は、一般的には、上記〈ポイント支払い〉レシートの「●●ポイント支払い」が「キャッシュレス還元額」と表示されますが、この場合でも経理処理は変わりません。

◎ 仕訳例　次のいずれかで経理（税込経理方式）

〈値引処理〉

借方		貸方	
消耗品費	1,069円	現金	1,069円

〈両建処理〉

借方		貸方	
消耗品費	1,090円	現金	1,069円
		雑収入	21円

各取引の消費税率ごとの区分経理は、次の処理が考えられます。

〈ポイント値引き〉の場合の消費税の処理

借方		貸方	
消耗品費（8%対象）	530円	現金	1,069円
消耗品費（10%対象）	539円		

〈ポイント支払い〉の場合の消費税の処理

借方		貸方	
消耗品費（8%対象）	540円	現金	1,069円
消耗品費（10%対象）	550円	雑収入（消費税不課税）	21円

※ 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿および適格請求書等の保存が必要となります。

出典　国税庁ホームページ　タックスアンサー（よくある税の質問）資料より作成

しぶや のりひこ
一般企業、税理士事務所勤務を経て2007年税理士事務所開業。社会保険労務士事務所も併設し、会計、税務、労務、ITのワンストップの対応を強みとしている。